

奈良県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和
平野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十一年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 山村 芳和 大和郡山市小泉町三二〇